

第1条（あんしんオプション会員規約の適用）

TO K A I コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）の定める「3 G通信サービス契約約款」および「4 G（A X G P）データ通信サービス契約約款」（以下「サービス約款」といいます。）に基づき当社と3 Gサービス契約および4 G（A X G P）データサービス（以下総称して「サービス契約」といいます。）を締結し、当社に対しあんしんオプション会員規約（以下「本規約」といいます。）に基づき当社のあんしんオプション（以下「本会」といいます。）の入会を申込まれた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。

2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典（以下「特典」といいます。）を提供します。このサービスを以下「本サービス」といいます。

3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。

4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条（本サービスの対象単位）

1 本サービスは、契約者回線毎に提供します。

2 契約者が所有する移動無線装置（以下「提供対象無線装置」といいます。）で且つ、モバイル4 Gサービス「きほんプラン」または「にねんプラン」（以下「モバイル4 Gサービス」といいます。）が適用される回線に提供されます。

3 前項の場合において、モバイル4 Gサービスが適用される回線が解約された場合には、第10条が適用されるものとします。

第3条（本会入会条件）

本会への入会条件は、サービス契約を締結している者（以下「サービス契約者」といいます。）で且つ、提供対象無線装置により当該契約者回線に接続して使用する方であることとします。

第4条（会員特典の適用）

本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示、または当社指定の方法で、所定の書類等に署名及び捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができるものとします。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。

第5条（特典の提供対象）

1 当社が本サービスにおいて提供する特典の対象は、提供対象無線装置で且つ、現に契約者回線に接続している移動無線装置に限るものとします。

2 契約者回線に接続し得る移動無線装置が複数存在する場合は、当社に登録されている移動無線装置の販売履歴に照らして、最新のものを本サービスの特典の提供対象とします。

第6条（本会への入会の申込み）

1 本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込むものとします。

2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申込むものとします。

第7条（本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得）

1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方（以下「申込者」といいます。）は本会員の資格を取得します。

2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

第8条（退会手続）

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第9条（当社が行う退会手続）

1 当社は、本会員が、本会の月額使用料等の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対し事前に何らの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。

2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対し事前に何らの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。

（1）入会時に虚偽の申告をした場合

（2）本規約又はサービス契約のいずれかの規定に違反した場合

（3）月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合

（4）特典の利用状況等が適当でないと判断された場合

（5）住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合

3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第10条（サービス契約の解約）

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、解約があったときは、その解約をもって本会員は本会を退会するものとし、本会員の資格を喪失するものとします。

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日々の月末までとします。

第12条（利用権の譲渡）

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、利用権（3Gサービス利用権および4G（AXGP）データサービス利用権をいいます。以下同じとします。）の承継が行われたときは、当該提供対象無線装置についても同様に承継が行われたものとみなし、本会員の資格は譲受人に承継されるものとします。この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま承継されるものとします。ただし、譲受人から本会員の資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日の月末をもって本会員の資格は消滅するものとします。

第13条（契約者識別番号の変更に伴う特典の適用）

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

第14条（月額使用料）

本会の月額使用料は、1契約者回線ごとに月額418円（税込）とします。

第15条（月額使用料の支払い）

- 1 当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。
- 2 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第16条（月額使用料の日割清算）

月額使用料は、月の途中でお申し込みいただいた場合や、月の途中でご解約された場合でも、1ヶ月分の月額使用料をお支払いいただきます。その際ご利用されていない期間があった場合にも日割り計算による清算は一切行いません。

第17条（月額使用料の無料期間の適用）

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第18条（消費税相当額の加算）

第14条、第15条、第16条および及び別表（特典の内容及び適用条件）の規定により本会員に支払う金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第19条（延滞利息）

本会員は、月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第20条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- （1）本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等（以下総称して「故障等」といいます。）の場合
- （2）戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- （3）詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- （4）公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- （5）地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- （6）その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- （7）本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

第21条（DM、宣伝物等の発送）

本会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、サービス契約者に係る情報を利用する場合があることをあらかじめご承諾いただきます。

第22条（規約の変更、承認）

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

- 2.本規約の変更は、当社が定めた日（以下「効力発生日」といいます。）に効力を生じるものとします。
- 3.当社は、本規約の変更を行う場合は、効力発生日の1か月前までに、この約款を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに当該変更の効力発生日を、当社の定める方法により通知するものとします。
- 4.契約者は、本規約の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面によって異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

別表

― 特典の内容及び適用条件 ―

故障保証サービス（内容：故障等の場合の修理代金の補償等）

- （１）提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、弊社指定の方法にて送付いただきます。
- （２）提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定める無償修理の条件を満たした場合は無償修理となります。
- （３）無償修理以外の修理は当社が修理代金を補填いたします。ただし、水濡れが原因で発生した提供対象無線装置の故障等については、故障保証サービスの対象外となり、別途水濡れ保証サービスまたは全損保証サービスが適用されます。
- （４）本会員の故意もしくは重過失による故障等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には故障保証サービスは適用されません。
- （５）故障保証サービスは、当社が指定するサービス取扱所および弊社指定の方法においてのみご利用いただけます。
- （６）故障保証サービスの対象は提供対象無線装置の基板及び筐体（アンテナを除く）のみです。
- （７）提供対象無線装置の故障等が、リニューアルサービスの対象であると当社が判断する場合には、当該提供対象無線装置について故障保証サービスは適用されず、リニューアルサービスのみの適用となります。
- （８）故障保証サービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- （９）提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。

盗難・紛失保証サービス（内容：トラブル時（盗難・紛失等）のお買い換え移動無線装置の購入価格の一部補填）

- （１）当社が指定する移動無線装置に機種変更していただきます。
- （２）サービス取扱所が提示する盗難・紛失保証サービス価格で機種変更することができるものとします。＊他のサービスとの併用はできません。
- （３）新移動無線装置の代金は後日、本会の月額使用料金等に合算して請求します。
- （４）「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」は適用した日から起算して６ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- （５）盗難・紛失保証サービスをご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「信憑書類」といいます）を提出していただきます。信憑書類をご提出いただけない場合、盗難・紛失保証サービスの適用を受けることはできません。
- （６）「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた３Ｇサービスの利用を制限させていただく可能性がございます。

電池交換割引サービス

- （１）当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当し、且つ当社所定の手続きによりお申込みをいただいた場合には、当該提供対象無線装置の電池交換修理を１機種あたり、上限１回、一律３,３００円（税込）割引いたします。ただし、電池交換修理の割引は、当社が指定する機種に限るものとし、電池交換修理ができない場合がございます。尚、電池交換割引サービスの適用は、弊社の販売履歴が最新の携帯電話機本体のみに限らせて頂きます。
 - ① 同一機種の提供対象無線装置を１年以上ご利用の場合

② 本会に1年以上継続加入の場合

- (2) 電池交換割引サービスの申込期間は、上記条件のいずれにも該当することとなった日から1年間といたします。
当該申込期間を経過してからのお申込の場合は、サービスの適用ができない場合がございます。

リニューアルサービス（内容：外装破損の場合の外装交換（リニューアル）代金の一部補填）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、弊社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) 当社が定める移動無線装置毎の破損修理（リニューアル）代金を、1機種あたり、上限1回、一律80%割引いたします。
- (3) 本会員の故意による破損等の場合又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、リニューアルサービスは適用されません。
- (4) リニューアルサービスは、当社が指定するサービス取扱所においてのみご利用いただけます。
- (5) リニューアルサービスの対象は提供対象無線装置の筐体（アンテナを除く）のみです。
- (6) リニューアルサービスによる修理代金の割引は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (7) 提供対象無線装置の修理対応可能期間が既に終了済みの場合には、当社が別途定める価格にて機種変更をご利用いただけます。

水濡れ保証サービス（内容：水濡れ修理代金もしくは、お買い替え代金の一部補填）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取引所にお持ち込みになるか、提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、弊社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「水濡れ」と判定した場合は、本会員は当社指定の水濡れ保証サービス価格での修理、又は当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができるものとします。※判定には、日数を要する場合があります。※当社が指定する一部機種については、水濡れ修理をご選択いただけません。※修理用部品の在庫状況等により、機種によっては水濡れ修理を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (3) 「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」は適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合は、水濡れした提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所または弊社指定の方法にて回収させていただきます。
- (5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ」の判定は当社が行うものとします。なお、水濡れ保証修理の対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 水濡れ保証修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、水濡れ保証修理の際に外装（それに付随する回路等も含む）の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となる場合がございます。
- (8) 水濡れ保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」は適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」の適

用を受けることはできません。

- (10) 「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた3Gサービスの利用を制限させていただく可能性がございます。

全損保証サービス（内容：全損修理代金もしくは、お買い替え代金の一部補填）

- (1) 提供対象無線装置は当社が指定するサービス取引所にお持ち込みになるか、提供対象無線装置は当社が指定するサービス取扱所にお持ち込みになるか、弊社指定の方法にて送付いただきます。
- (2) お持ちいただいた提供対象無線装置を当社が点検し、「全損」と判定した場合は、本会員は当社指定の全損保証サービス価格での修理、又は当社が指定する移動無線装置の当社指定の価格での購入のいずれかを選択することができるものとします。※判定には、日数を要する場合があります。※当社が指定する一部機種については、全損修理をご選択いただけません。※修理用部品の在庫状況等により、機種によっては全損修理を中断もしくは終了させていただく場合があります。※購入の場合、在庫状況により同一機種を選択できない場合があります。
- (3) 「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」は適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (4) 本サービスをご利用になる場合は、全損した提供対象無線装置は、修理受付時もしくは新移動機無線装置と引き換え時にサービス取引所または当社指定の方法にて回収させていただきます。
- (5) 本会員の故意、重過失による故障等の場合、又は当該提供対象無線装置が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合には、本サービスは適用されません。
- (6) 本サービス適用の前提となる「水濡れ」の判定は当社が行うものとします。なお、全損保証修理の対象外と当社が判断した場合は、お預かりした移動無線装置を未修理状態のまま返却する場合があります。
- (7) 全損保証修理の対象部分には、外装を含まないものとします。したがって、全損保証修理の際に外装（それに付随する回路等も含む）の修理が必要な場合は、その費用は別途有料となる場合がございます。
- (8) 全損保証サービス価格での修理は、提供対象無線装置に添付されている保証書の保証規定に定められている有料修理対応可能期間内での適用となります。
- (9) 「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」は適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」の適用を受けることはできません。
- (10) 「水濡れ保証サービス」「全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置（サービス取扱所にて回収したものも含みます）を用いた3Gサービスの利用を制限させていただく可能性がございます。

●価格表

	あんしんオプション価格	通常価格
故障保証サービス	0円	0 ～ 16,500円（税込）
リニューアルサービス	3,300円（税込）	16,500円（税込）
電池交換割引サービス	3,850円（税込）	7,150円（税込）
水濡れ保証サービス	5,500円（税込）	31,900円（税込）
全損保障サービス	8,800円（税込）	31,900円（税込）
盗難・紛失保証サービス	15,400円（税込）	35,200円（税込）

附則

本規約は平成 24 年 11 月 1 日より適用いたします。

附則

本規約は令和元年10月1日より適用いたします。

附則

本規約は令和3年1月1日より適用いたします。

附則

本規約は令和3年4月1日より適用いたします。

更新日：令和3年4月1日